

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 28 日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

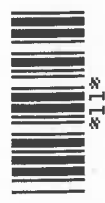
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 14 日から 令和 8 年 8 月 21 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 27 日 午前 10 時 00 分 場 所 佐賀地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 15 日 午前 9 時 50 分 場 所 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間経過後に取下や取消等の事情により、開札が行われないこともありますので、ご了承下さい。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 855, 000 3, 084, 000	一括	771, 000	34, 646	0
1	2, 307, 000				
2	1, 548, 000				
</					



物 件 目 録

- 1 所 在 佐賀市久保田町大字徳万字金丸
地 番 2 6 5 2 番 1 8
地 目 宅地
地 積 2 3 1 . 3 7 平方メートル
- 2 所 在 佐賀市久保田町大字徳万字金丸 2 6 5 2 番地 1 8
家屋 番号 2 6 5 2 番 1 8
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 7 0 . 3 8 平方メートル
2階 5 7 . 9 6 平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 約 7 4 . 1 6 平方メートル
2階 5 7 . 9 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 5月18日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 佐賀市久保田町大字徳万字金丸 |
| | 地 番 | 2 6 5 2 番 1 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1. 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 佐賀市久保田町大字徳万字金丸 2 6 5 2 番地 1 8 |
| | 家屋 番号 | 2 6 5 2 番 1 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 7 0. 3 8 平方メートル
2階 5 7. 9 6 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1階 約 7 4. 1 6 平方メートル
2階 5 7. 9 6 平方メートル |



令和7年(ケ)第56号
令和8年2月9日受理
令和8年3月24日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官 橋 口 賢 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 佐賀市久保田町大字徳万字金丸 |
| | 地 番 | 2 6 5 2 番 1 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1. 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 佐賀市久保田町大字徳万字金丸 2 6 5 2 番地 1 8 |
| | 家屋 番号 | 2 6 5 2 番 1 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 7 0. 3 8 平方メートル
2階 5 7. 9 6 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☒ 床面積 : 1 階 約 7 4 . 1 6 m ² 2 階 5 7 . 9 6 m ² (合計 約 1 3 2 . 1 2 m ²)		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類 : ☐ ある { 構造 : 床面積 :		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (債務者兼所有者 A の父 B) 上記の者が本建物を居宅として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	付属の構築物等として、スチール製物置がある (写真 2 2)。		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注 チェック項目欄の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者Aの父 (本件物件元所有者) B及びAの妹	1 本件物件2建物には、私たち家族が居住しています。 本件土地建物を、第三者に貸すなどはしていません。 2 物件2建物は、登記記録にあるように、平成6年10月に建築されています。その後、5年ほど前に物件2建物の南東側（リビングの南側）に、サンルームを作っています。 他に、7～8年ほど前に、トイレをリフォームしています。 3 物件2建物の不具合としては、大きなものとしては、特に気づくことはありません。 ただ、室内で猫を1匹飼っていますので、壁紙を傷つける等しています。 4 水道は、市の上水道を使用しています。井戸はありません。 下水道には接続しています。 5 境界については、いずれもブロック塀があります。 6 登記記録にあるように、本件物件は、平成24年に、私（父B）から、息子である債務者兼所有者Aに対し、贈与により所有権を移転しています。 その後、Aは転居し、現在は本件物件に住んでいませんが、私達が本件物件を使用するに当たっては、親族の関係ですので、賃料等のお金のやりとりはありません。
■佐賀市上下水道局 担当者	1 物件1土地付近は下水道の供用区域で、物件1土地には、北東端付近に公共ますが設置されています。負担金は納付済みです。 2 物件1土地には、北東端付近に量水器が設置されています。

執 行 官 の 意 見

■物件 1 土地の状況等

【形状、利用状況等】

物件 1 土地は、物件 2 建物の敷地等として利用されている（写真 1、2）。

形状は、概ね公図（図面 1）、地積測量図（図面 2）及び建物図面（図面 3）と同様である。

【隣接地】

物件 1 土地は、南側を市道（金丸 2 号線、幅員 約 6 m）、東側を市道（金丸 3 号線、幅員 約 5 m）（いずれも、地番 2 6 5 2 番 1、地目 公衆用道路、地積 1 6 3 0 m²、所有者 佐賀市）に接し、その余を私有地に接している。

【境界】

物件 1 土地と、周囲の私有地等との境界付近について、いずれもブロック塀がある。いずれも、ブロック塀の中央に境界紙が認められた（写真 2 3、2 4）。

【その他】

「ぐるっとさがナビ」により確認したところ、本件物件が含まれる地域は都市計画区域内（市街化調整区域）であり、南側から東側にかけて接する道路は、いずれも市道であった（市道名は前記のとおり）。

また、下水道の公共ます及び上水道の量水器は、本件物件 1 土地の北東端付近に設置されている。

■物件 2 建物の状況等

【利用状況等】

物件 2 建物は、債務者兼所有者の父 B が居宅として使用、占有している。

【増改築、附属建物等】

物件 2 建物は、登記記録上平成 6 年 1 0 月に新築され、その後、南東側にサンルームが増築されている。

【不具合等】

物件 2 建物は、新築後 3 2 年程度経過しており、経年に伴う劣化はあるものの、現地調査した限りでは、目立った不具合は認められなかった。

確認できた範囲では、飼い猫による壁紙のキズが認められ（写真 1 2、1 8）、2 階南東側の部屋の扉に穴があるのが認められた（写真 1 7）。

【その他】

B の占有権原は、使用貸借相当と史料する。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年2月13日(金) 10:50 - 11:00	執行官室	家屋見取図交付申請(佐賀市役所へ郵送)
8年2月13日(金) 13:00 - 13:20	佐賀地方法務局	公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
8年3月11日(水) 14:55 - 15:15	物件所在地	本件土地・建物概観調査、写真撮影 債務者兼所有者の妹と面談、調査立会依頼
8年3月19日(木) 15:15 - 17:05	物件所在地	本件土地・建物調査、写真撮影 債務者兼所有者の父及び妹と面談 (評価人同行)
8年3月23日(月) 9:20 - 9:35	執行官室	市街化区域等に関する調査 接面道路に関する調査 下水道に関する調査(ぐるっとさがナビによる)
8年3月23日(月) 13:10 - 13:25	佐賀市上下水道局 (佐賀市若宮3丁目)	上下水道に関する調査
—		
—		
—		
—		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

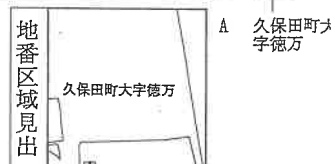
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日
武雄支部てん補日に臨場



-71172.397

(座標値種別：図上測定)



請求部	所在	佐賀市久保田町大字徳万字金丸				地番	2652番18			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和55年5月16日		補記事項		

A3判をA4判に縮小

1027699

平成5年11月15日登記

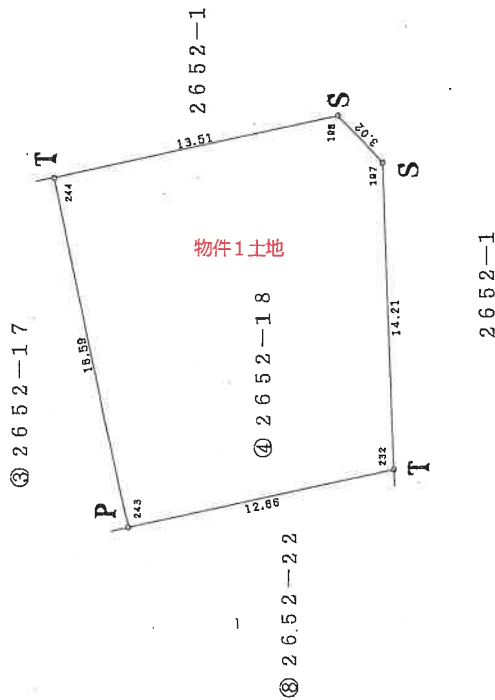
地積測量図

地番 2652番18

土地の所在 佐賀県久保田町大字徳万字金丸

図面 2

地番	No	X座標	Y座標	距離	面積
243	24988.367	-70898.828	12.68	332553.880073	
244	24972.097	-70882.662	16.59	479284.485623	
196	24988.920	-70879.636	13.51	21864.013920	
197	24986.795	-70881.786	3.02	-407918.814275	
232	24986.027	-70895.911	14.21	-425300.612134	
面積				482.753208	
総面積				231.37m ²	



P プラチン
S 鉄鋼
T 鉄板

製作者

5年11月12日(作製)

申請人

縮尺

1/250

A3判をA4判に縮小

昭和6年10月13日登記
7038558

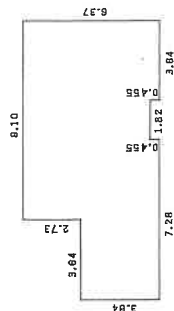
各階平面図

家屋番号
2652番18

建物図面

建物の所在
佐賀県久保田町大字徳万字金丸 2652番地18
佐賀市久保田町

1 階



求積表

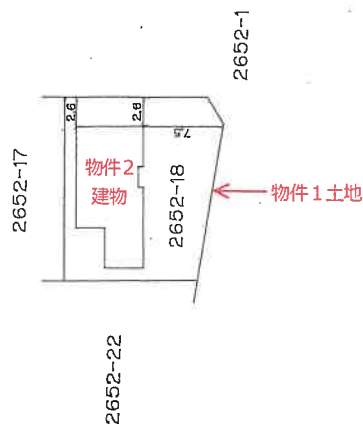
3.64 x 3.64	=	13.2496
3.64 x 6.37	=	23.1868
1.82 x 6.37	=	10.7853
3.64 x 6.37	=	23.1868
合計		70.3885
床面積		70.38 m ²

2 階



求積表

8.10 x 6.37	=	57.9870
合計		57.9870
床面積		57.98 m ²



作製者

(平成6年10月13日作製)

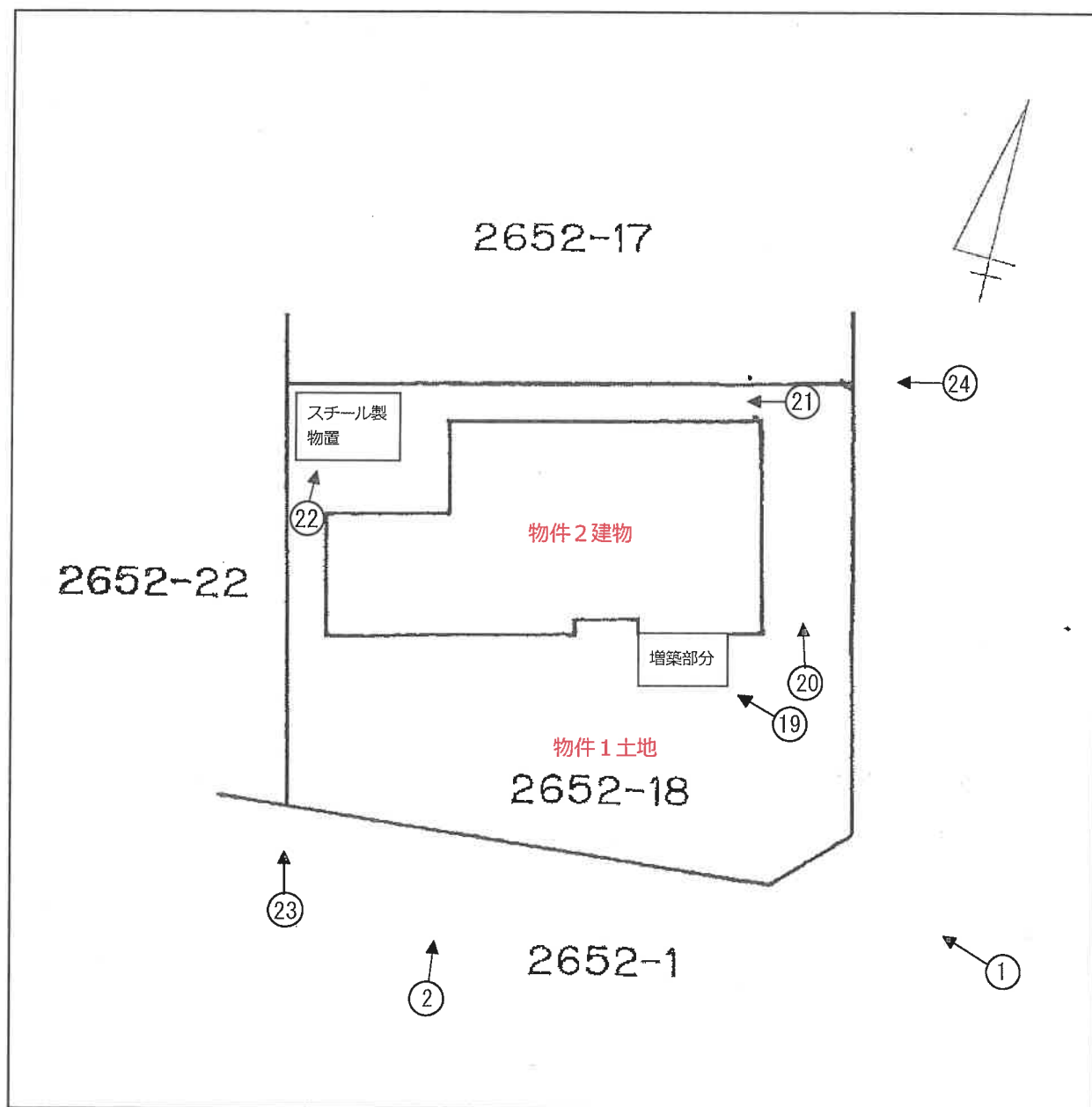
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

土地建物位置関係図
(兼写真撮影位置方向図)



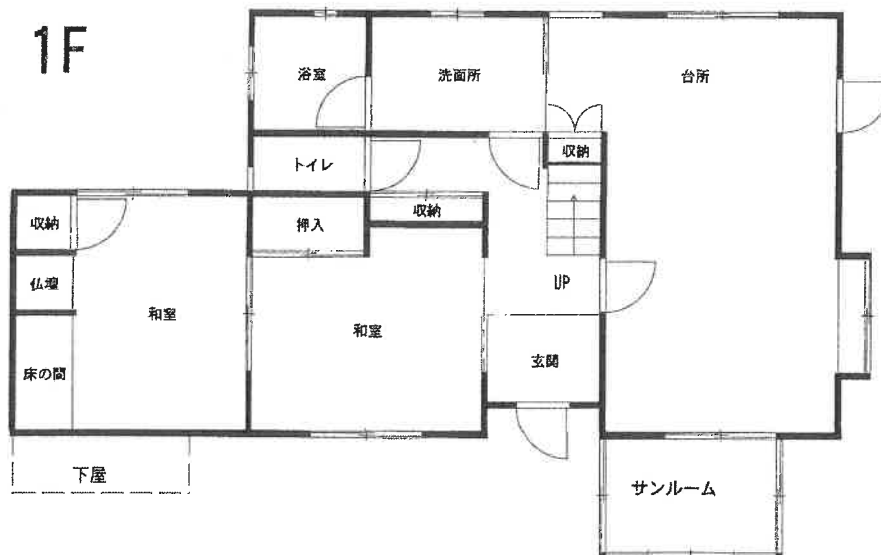
※本図は、建物等の概略位置等を示したものである。

↑ 写真撮影位置方向

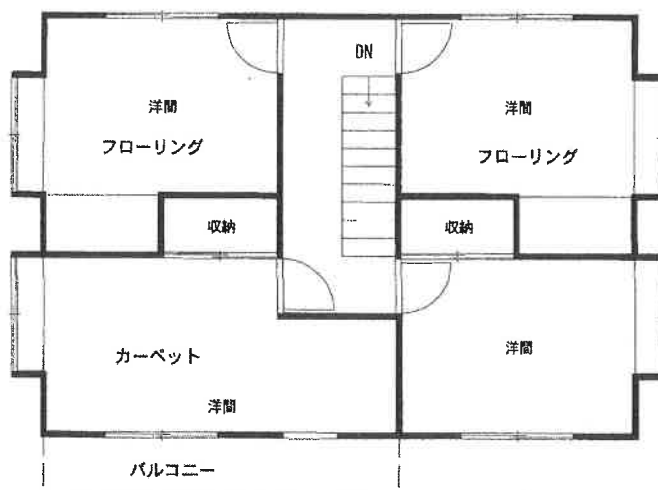
建物間取図

物件 2 建物

1F

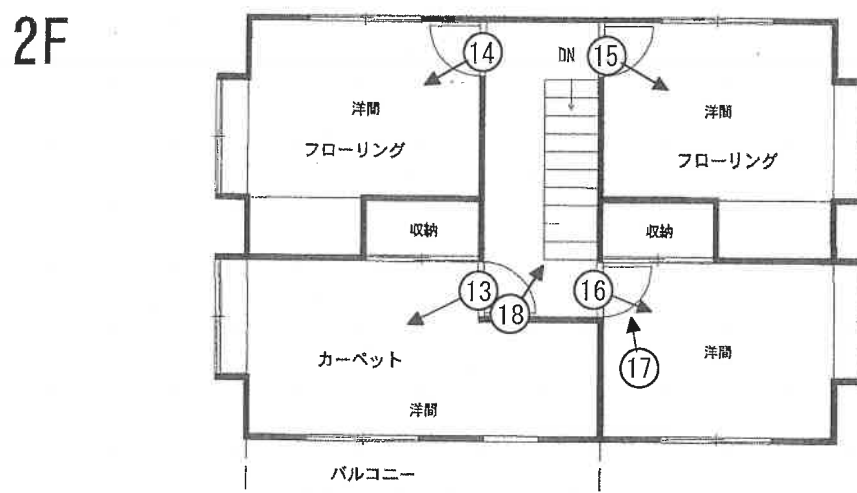
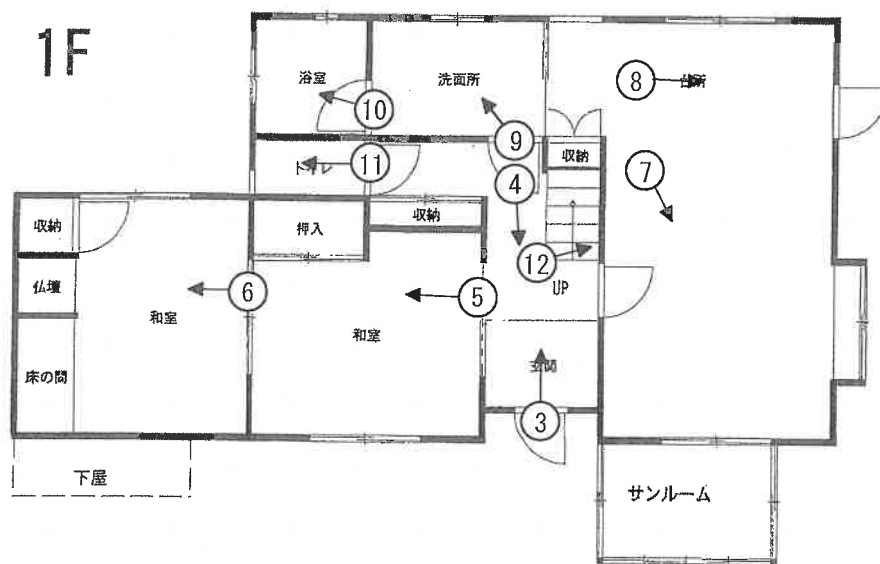


2F



写真撮影位置方向図

物件 2 建物



↑ 写真撮影位置方向

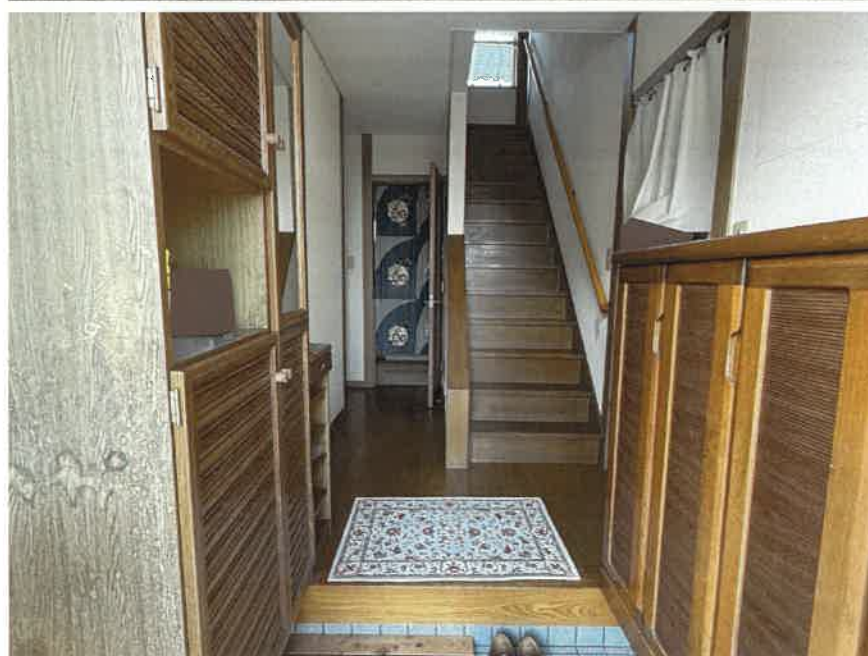
(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)



(写真5)



(写真6)



(写真 7)



(写真 8)



(写真 9)



(写真 1 0)



(写真 1 1)



(写真 1 2)



(写真 1 3)



(写真 1 4)



(写真 1 5)



(写真 1 6)



(写真 1 7)



(写真 1 8)



(写真 1 9)



(写真 2 0)



(写真 2 1)



(写真 2 2)



(写真 2 3)



(写真 2 4)



令和 7年（ケ）第 56号
令和 8年 3月19日 現地調査
令和 8年 3月24日 評 価
令和 8年 3月24日 提 出

佐賀地方裁判所 御中

評 価 書

評価人

市丸 亮介

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 8 5 5, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2, 3 0 7, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 1, 5 4 8, 0 0 0 円

- ①一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ②内訳価格は、配当等の判断の為に一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
- したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 番 号 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	1階 約74.16㎡ 2階 57.96㎡
特記事項			
線引前から宅地であるので、物件1は既存宅地である。物件1の北西部にスチール製簡易物置があるが、経済価値を構成しないものと判断した。			

現況欄に記載がない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 佐賀市久保田町大字徳万字金丸 |
| | 地 番 | 2 6 5 2 番 1 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 佐賀市久保田町大字徳万字金丸 2 6 5 2 番地 1 8 |
| | 家屋 番号 | 2 6 5 2 番 1 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 0 . 3 8 平方メートル
2 階 5 7 . 9 6 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	本件はＪＲ長崎本線「久保田」駅の南方約4.1km（道路距離）、「横江」バス停の西方約450m、久保田支所の南方約900mに位置する。（別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	当該地域は、旧久保田町の南部に位置する分譲住宅地域で、周辺も開発された分譲地や農地が広がっている。久保田地区の土地取引は堅調で、地価は上昇傾向で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率	市街化調整区域 なし 指定 60％ 指定 100％ 既存宅地
画 地 条 件	物件1 地積 : 231.37㎡ 間口 : 約14.2m 奥行 : 約14.0m 形状 : ほぼ長方形 地勢 : ほぼ平坦 高低差 : ほぼ等高 接面道路との関係 : 接面道路とほぼ等高	
接面道路の状況	南側約6.0m舗装市道（建築基準法第42条第1項1号道路に該当） 東側約5.0m舗装市道（建築基準法第42条第1項1号道路に該当）	
土地の利用状況等	土地利用の状況は「現況調査報告書」記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり（建物まで接続済み） ガス配管 : なし 下 水 道 : あり（建物まで接続済み） （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	佐賀市環境保全課によれば、土壤汚染対策法第3条に定める有害物質使用特定施設の届出はなく、現地調査した範囲では土壤汚染をうかがわせる事実認められなかった。	

特 記 事 項	佐賀市教育委員会によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていない。
---------	-------------------------------------

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成 6年10月13日新築 約5年前に一部増築 経過年数 31年 経済的残存耐用年数はないものと判断
仕 様	構 造 木造スレート葺2階建 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディングボード 内 壁 ビニールクロス 天 井 ビニールクロス、合板 床 畳、フローリング、塩ビシート、タイル 設 備 電気設備、上下水道 その他 エアコン
床面積（現況）	1階約74.16㎡ 2階57.96㎡ 計 約132.12㎡
現 況 用 途 等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 6LDK
品 等	普通
保守管理の状態	室内で猫を飼っているが、保守管理の状態は普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	21,200	1.05	231.37	0.80		4,120,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 佐賀（県）-26

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $25,100\text{円}/\text{㎡} \times 102/100 \times 100/100 \times 100/121 = 21,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：年率2.40%を補正 ($1+0.024 \div 12 \times 9 = 1.02$)

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件（道路の幅員▲2）

交通・接近条件（最寄り駅への接近性+3）

環境条件（居住環境+20） $(1-0.02) \times (1+0.03) \times (1+0.2) \div 1.21$

イ 個別格差：方位+3 角地+2 $1.03 \times 1.02 = 1.05$

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積 (㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
2	210,000	132.12		0.05	1,387,000

建物の経過年数や保存状態等に鑑みて現価率を5%と判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,120,000	0.20	法定地上権	824,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①カ, 1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (7±イ) ×ウ×エ×オ
1	4,120,000	-824,000		1.00	0.70	2,307,000
2	1,387,000	+824,000	1.00	1.00	0.70	1,548,000
一括価格（合計）						3,855,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 佐賀(県)-26

所在地 在：佐賀市久保田町大字新田字小路3071番27

地目：宅地

価格 格：25,100円/㎡(対前年変動率 2.40%)

位置 置：JR長崎本線「久保田」駅南東方約2.3km

価格時点：令和7年7月1日

地積：257㎡

供給処理施設：上水道・公共下水道

接面街路：北側5m市道

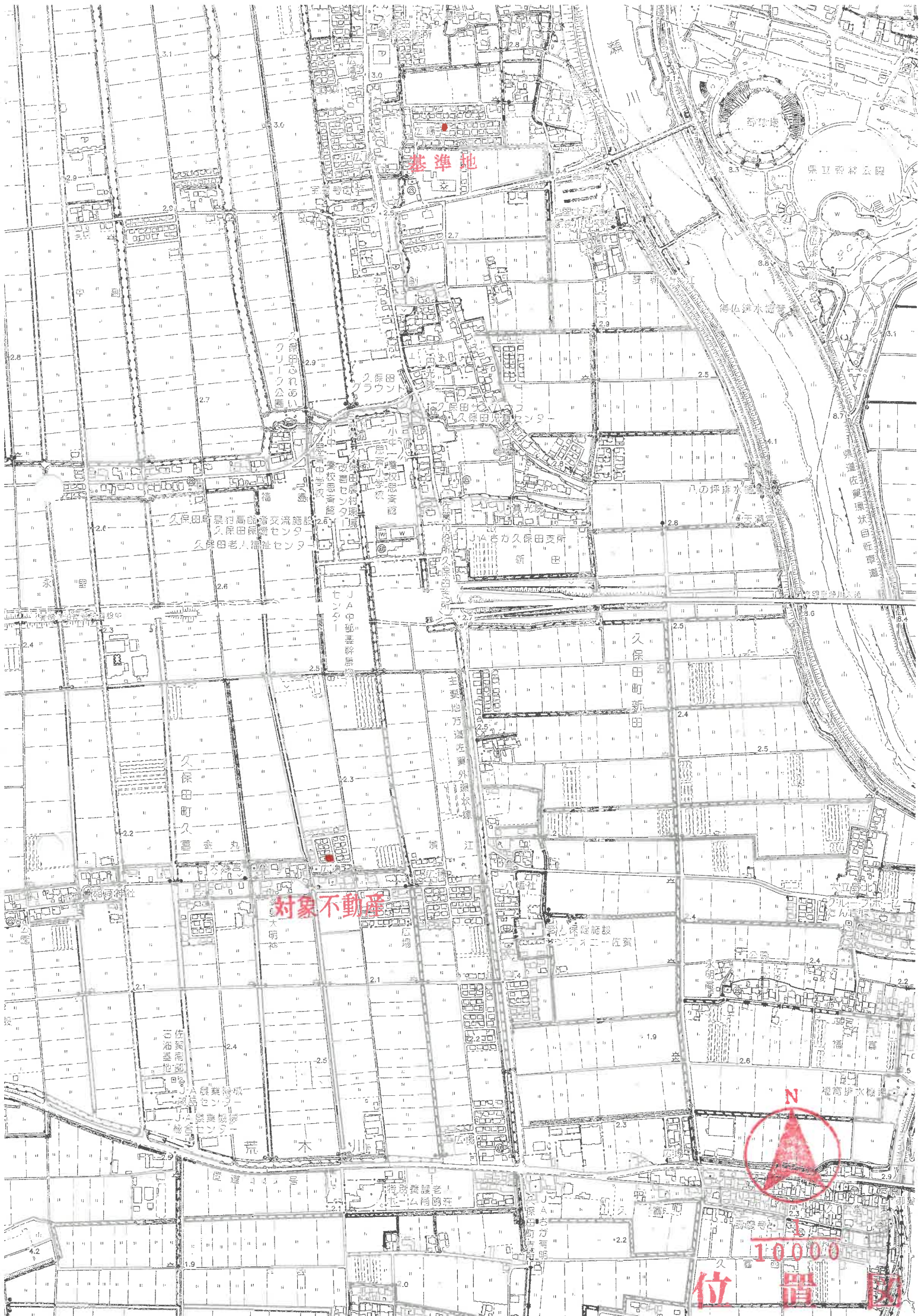
用途指定等：市街化調整区域(建蔽率60%、容積率100%)

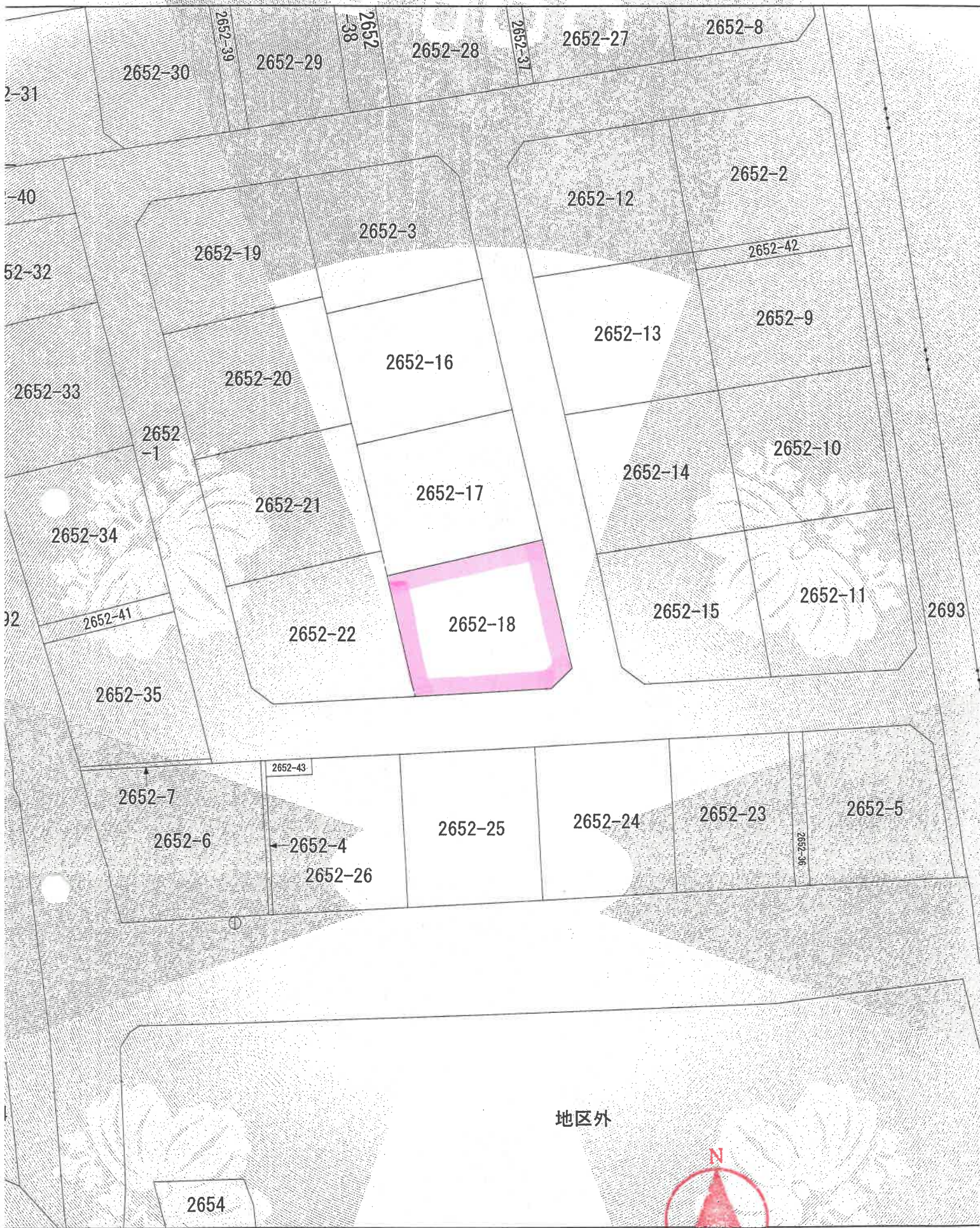
地域の概要：中規模一般住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写

以上





登記年月日：平成6年10月13日

昭 6 年 / 10 月 / 13 日 登記
7038558

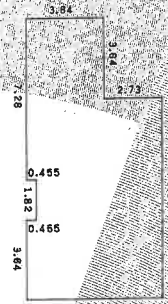
建 物 図 面

家 屋 番 号 26522番18
建 物 の 所 在 佐賀県久保田町大字徳万字金丸 26522番地18
佐賀市久保田町

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月12日 佐賀地方裁判所

登記官

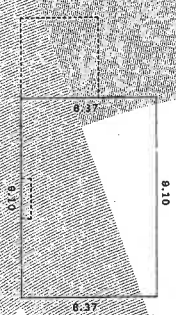
1 階



求積表

3.64 x 6.37	=	23.1868
3.64 x 5.915	=	21.5306
3.64 x 6.37	=	23.1868
合 計		70.38 m ²

2 階



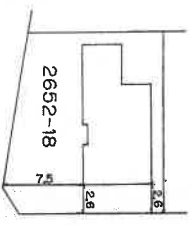
求積表

8.10 x 6.37	=	51.6070
8.10 x 6.37	=	51.6070
合 計		103.214 m ²

2652-22

2652-17

2652-1



作 製 者

縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500